

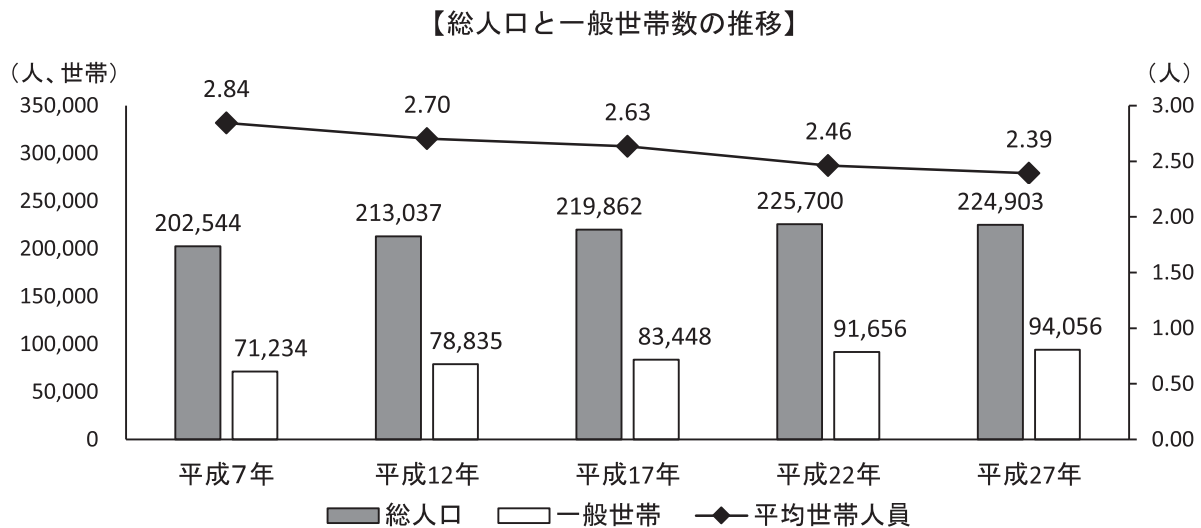
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 人口と世帯などの状況

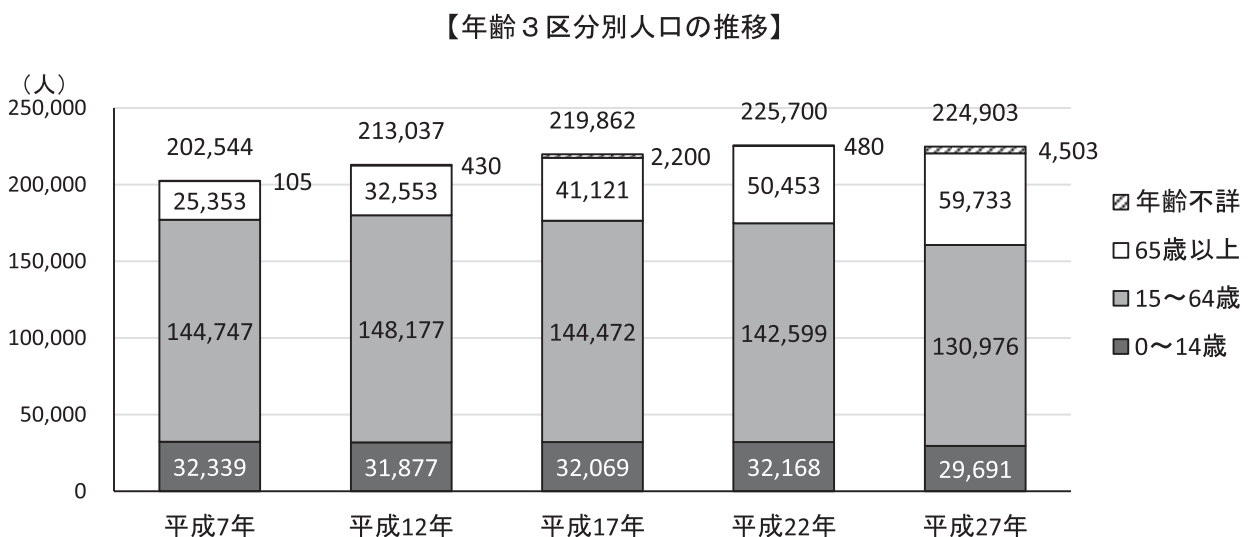
1) 人口と世帯数の推移

総人口は、平成27年（2015年）で224,903人と、平成22年（2010年）から平成27年（2015年）にかけてわずかに減少しています。

一般世帯は平成27年（2015年）で94,056世帯と年々増加していますが、一世帯あたりの平均世帯人員は年々減少しており、平成27年（2015年）で2.39人となっています。



年齢3区別にみると、0～14歳（年少人口）は、平成22年（2010年）まで増加していますが、平成27年（2015年）で減少しています。15～64歳（生産年齢人口）は、平成12年（2000年）以降年々減少し、65歳以上（高齢者人口）は、一貫して増加の傾向にあります。

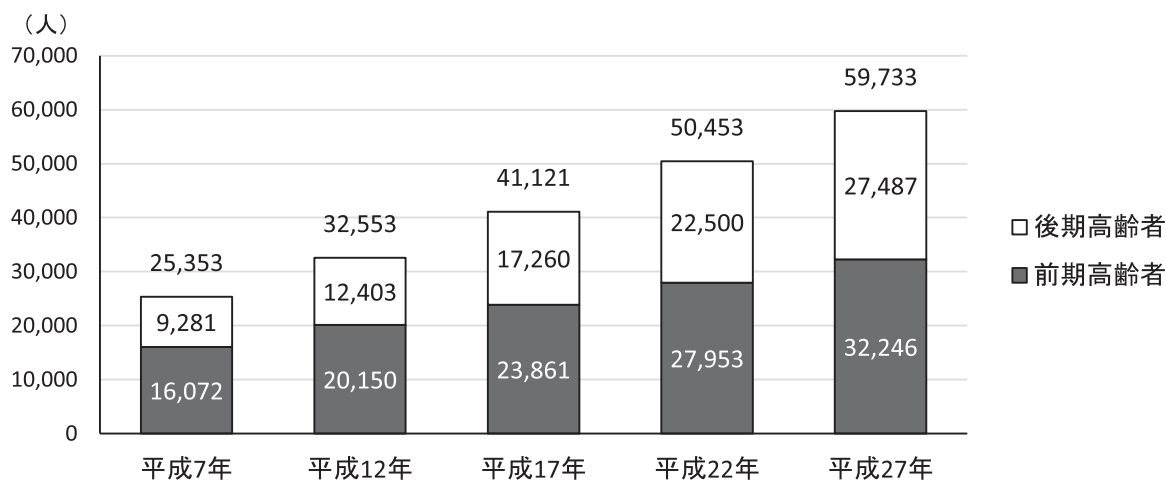


2) 高齢者人口の推移

高齢者人口は年々増加しており、平成7年（1995年）の25,353人（高齢化率12.5%）が、平成27年（2015年）では59,733人（高齢化率26.6%）と、約2倍近くまで増加しています。

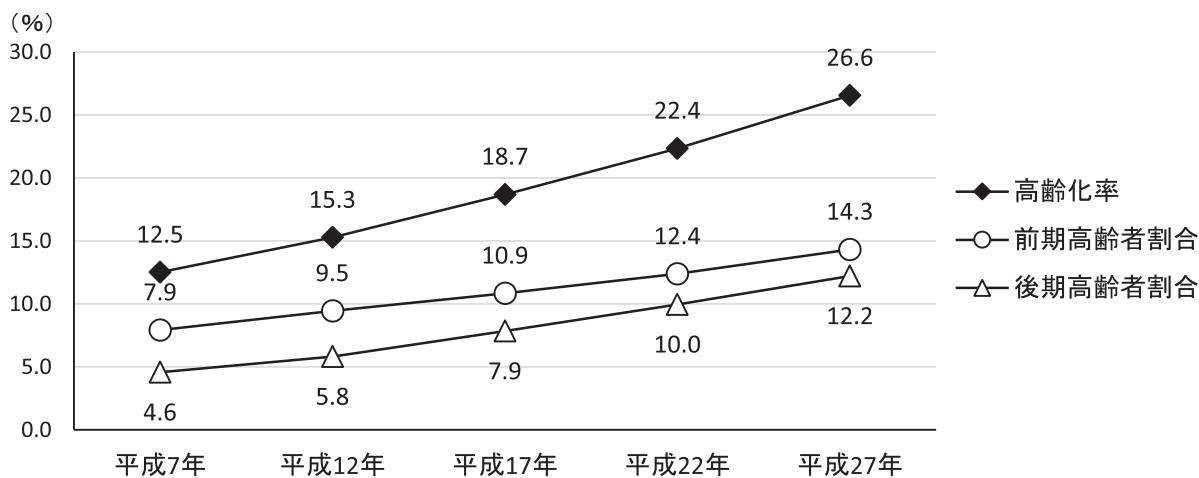
高齢者人口を年齢別にみると、前期高齢者・後期高齢者ともに年々増加していますが、特に後期高齢者の増加が大きくなっています。

【高齢者人口の推移】



資料：国勢調査

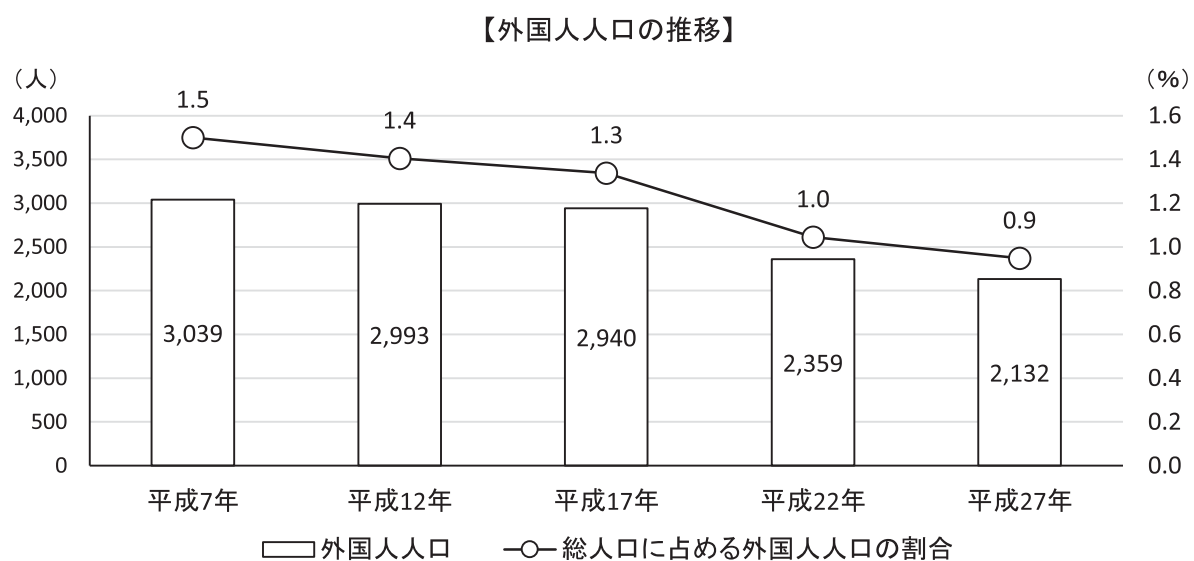
【高齢者割合（高齢化率）の推移】



資料：国勢調査

3) 外国人人口の推移

外国人人口は、年々減少の傾向にあり、平成27年（2015年）で2,132人、外国人の占める割合（構成比）は総人口の0.9%となっています。



資料：国勢調査

4) 世帯構成

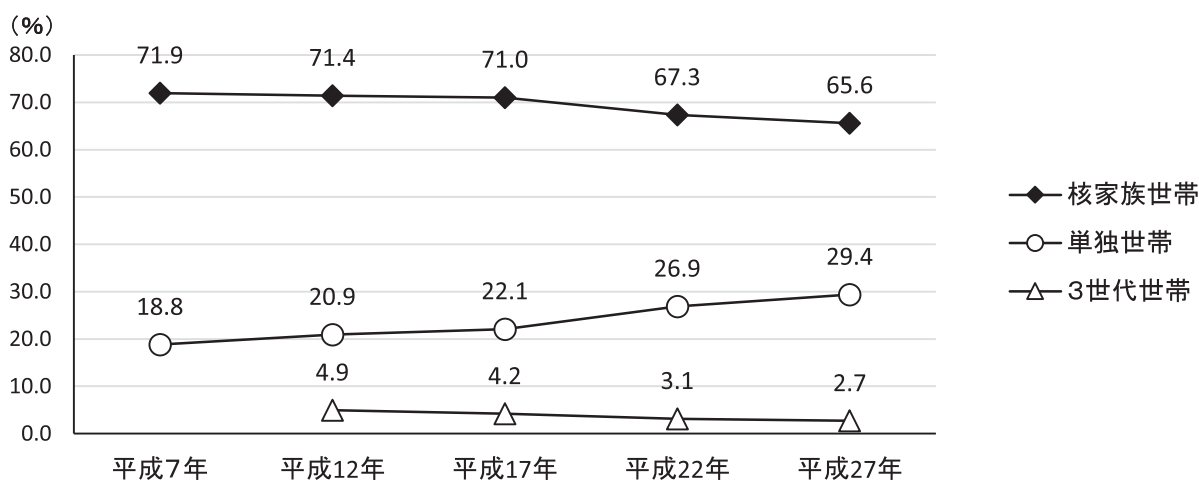
一般世帯⁴の構成をみると、「核家族世帯」「単独世帯」は、増加の傾向にあり、特に「単独世帯」の増加が大きく、平成27年（2015年）で全体の29.4%を占めています。

一方で、3世代世帯は、年々減少しており、平成27年（2015年）で2,529世帯（構成比2.7%）となっています。

【世帯構成別一般世帯の推移】

（単位：世帯、%）

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯	世帯数	71,234	78,835	83,448	91,656	94,056
親族のみの世帯	世帯数	57,673	62,136	64,726	66,525	65,937
	構成比	81.0	78.8	77.6	72.6	70.1
核家族世帯	世帯数	51,228	56,289	59,270	61,694	61,708
	構成比	71.9	71.4	71.0	67.3	65.6
核家族以外の世帯	世帯数	6,445	5,847	5,456	4,831	4,229
	構成比	9.0	7.4	6.5	5.3	4.5
非親族を含む世帯	世帯数	158	200	282	453	386
	構成比	0.2	0.3	0.3	0.5	0.4
単独世帯	世帯数	13,403	16,499	18,440	24,643	27,642
	構成比	18.8	20.9	22.1	26.9	29.4
世帯の家族類型「不詳」	世帯数	0	0	0	35	1
	構成比	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(別掲)3世代世帯	世帯数	-	3,901	3,483	2,881	2,529
	構成比	-	4.9	4.2	3.1	2.7



資料：国勢調査

※平成7年の「3世代世帯」は非公表。

⁴ 国勢調査では、世帯を一般世帯及び施設等の世帯に分類し、一般世帯は住居と生計を共にしている人の集まり等、施設等の世帯は病院・療養所の入院者等としています。

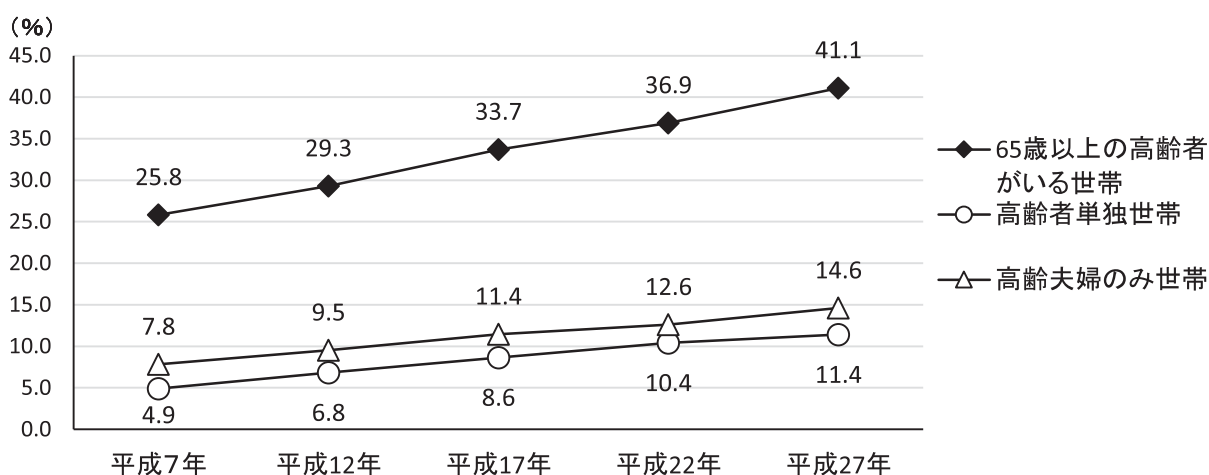
一般世帯のうち、「65歳以上の高齢者がいる世帯」は、年々増加しており、平成27年(2015年)で38,658世帯と全体の41.1%を占めています。

また、「高齢者単独世帯」「高齢夫婦のみ世帯⁵⁾」も年々増加しています。

【高齢者世帯の推移】

(単位：世帯、%)

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯	世帯数	71,234	78,835	83,448	91,656	94,056
	65歳以上の高齢者がいる世帯	18,392	23,082	28,112	33,809	38,658
	構成比	25.8	29.3	33.7	36.9	41.1
高齢者単独世帯	世帯数	3,492	5,379	7,212	9,537	10,726
	構成比	4.9	6.8	8.6	10.4	11.4
高齢夫婦のみ世帯	世帯数	5,573	7,506	9,553	11,548	13,727
	構成比	7.8	9.5	11.4	12.6	14.6



資料：国勢調査

ひとり親世帯は、平成22年(2010年)まで増加していましたが、平成27年(2015年)に減少し、平成27年(2015年)で1,269世帯(構成比1.3%)となっています。

【ひとり親世帯の推移】

(単位：世帯、%)

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯	世帯数	71,234	78,835	83,448	91,656	94,056
	ひとり親世帯	778	1,078	1,364	1,401	1,269
	構成比	1.1	1.4	1.6	1.5	1.3
母子世帯	世帯数	647	947	1,224	1,231	1,138
	構成比	0.9	1.2	1.5	1.3	1.2
父子世帯	世帯数	131	131	140	170	131
	構成比	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1

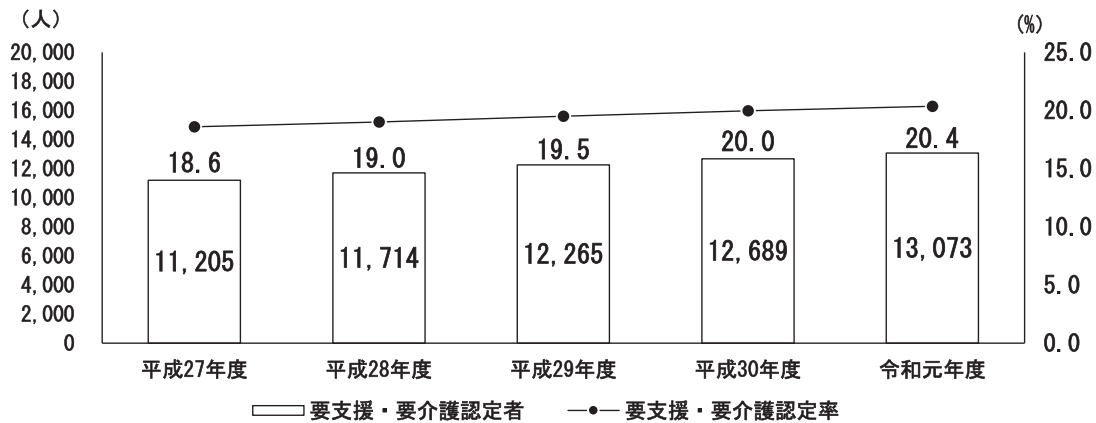
資料：国勢調査

⁵⁾ 高齢夫婦のみ世帯は、夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

5) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者は、年々増加しており、令和元年（2019年）で13,073人（要支援・要介護認定率20.4%）となっています。

【要支援・要介護認定者の推移】



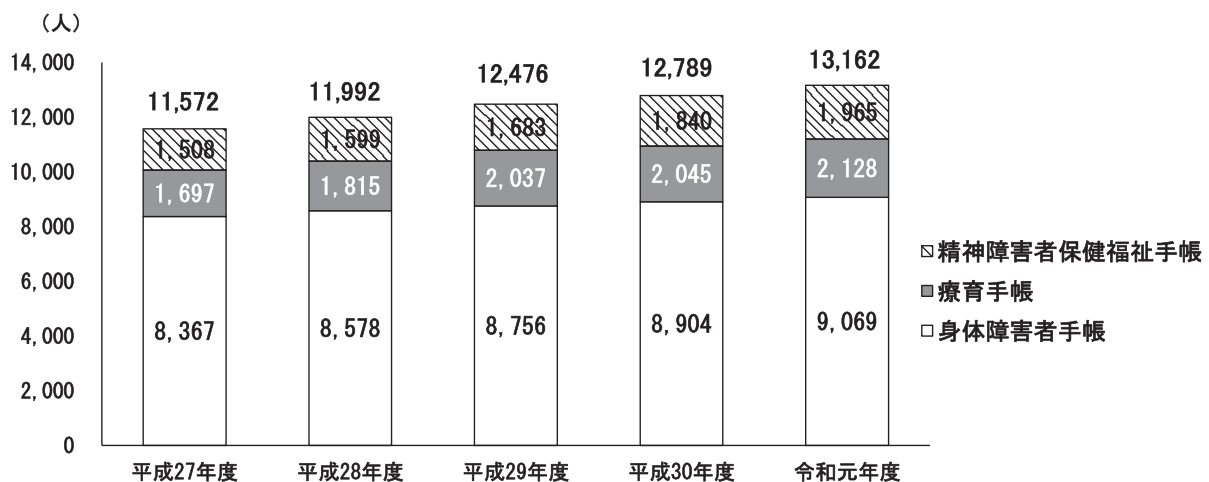
資料：介護保険状況報告（各年9月末現在）

※上記の要支援・要介護認定者数は第1号被保険者のみを表記しています。

6) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれも年々増加しています。

【障害者手帳所持者の推移】



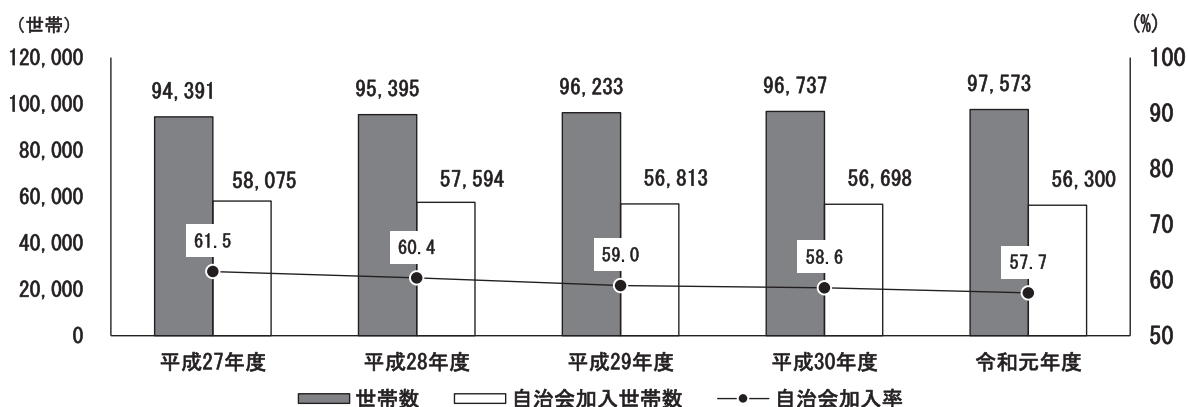
資料：市調べ（各年度末現在）

2. 地域における団体などの活動の状況

1) 自治会

世帯数が年々増加傾向にある中、自治会への加入世帯は年々減少しており、令和元年度（2019年度）で56,300世帯、加入率は57.7%となっています。

【自治会における加入世帯数・加入率の推移】

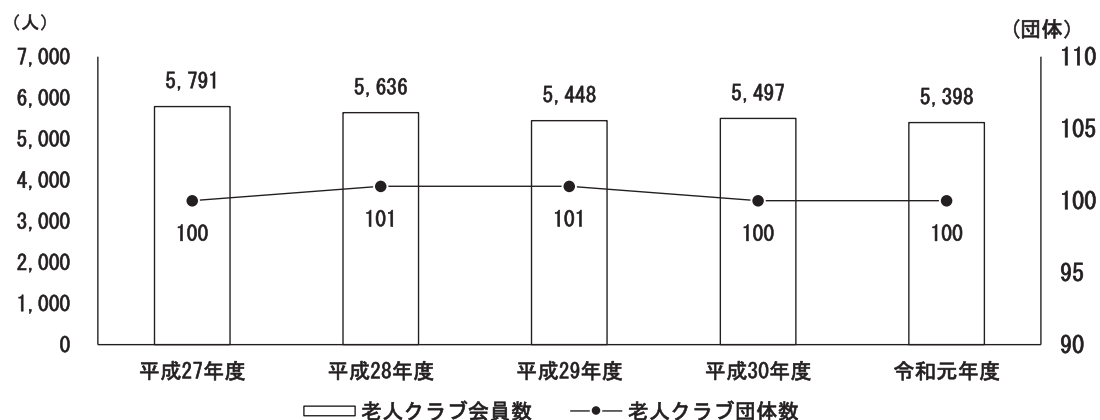


資料：市調べ（各年度末現在）

※自治会加入率の算出にあたり、世帯数は「推計人口と世帯数」（国勢調査に基づく推計）の各年4月1日現在の世帯数を用いて算出しています。

2) 老人クラブ

老人クラブの会員数は、平成26年度（2014年度）で6,000人を超えていましたが、平成27年度（2015年度）以降、年々減少しており、令和元年度（2019年度）で5,398人となっています。団体数は、ほぼ横ばいの状況にあり、令和元年度（2019年度）で100団体となっています。

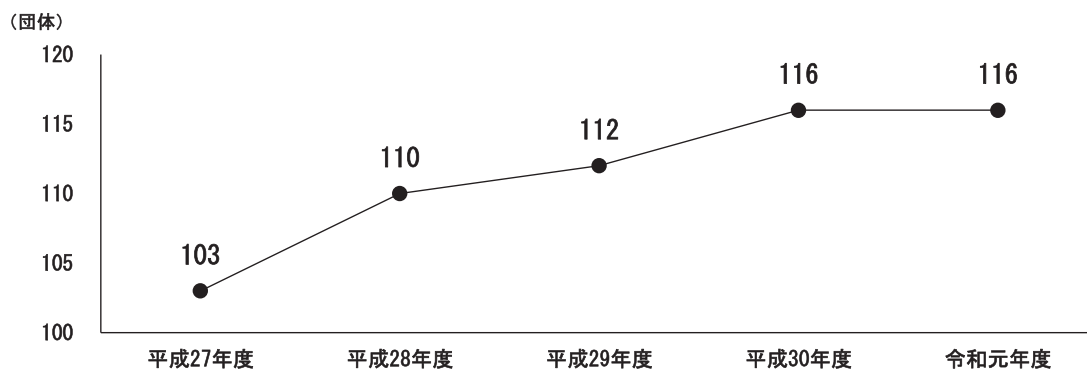


資料：市調べ（各年度末現在）

3) NPO 団体

NPO 団体数は年々増加傾向にあり、令和元年度（2019 年度）で116 となっています。

【NPO 団体数の推移】



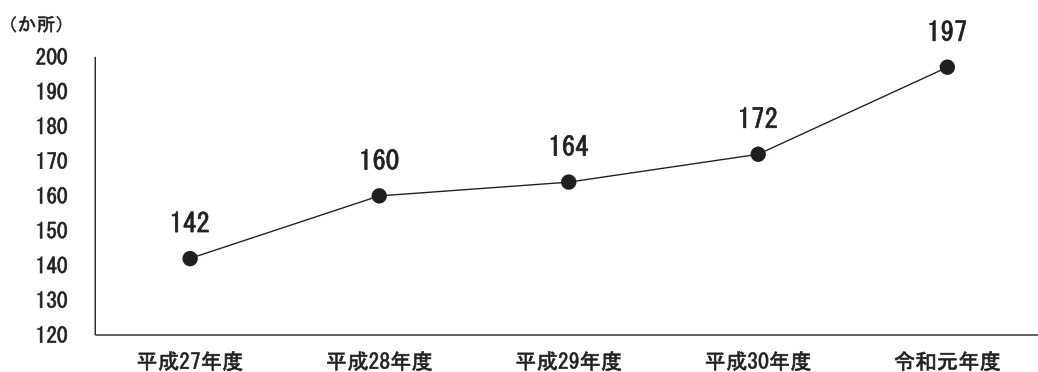
資料：市調べ（各年度末現在）

※市内で認証された NPO 団体数。

4) サロンなどの地域における常設の居場所

サロンなどの地域における常設の居場所数は、年々増加しており、令和元年度（2019 年度）で197 か所となっています。

【サロンなどの地域における常設の居場所数の推移】



資料：社会福祉協議会調べ（各年度末現在）

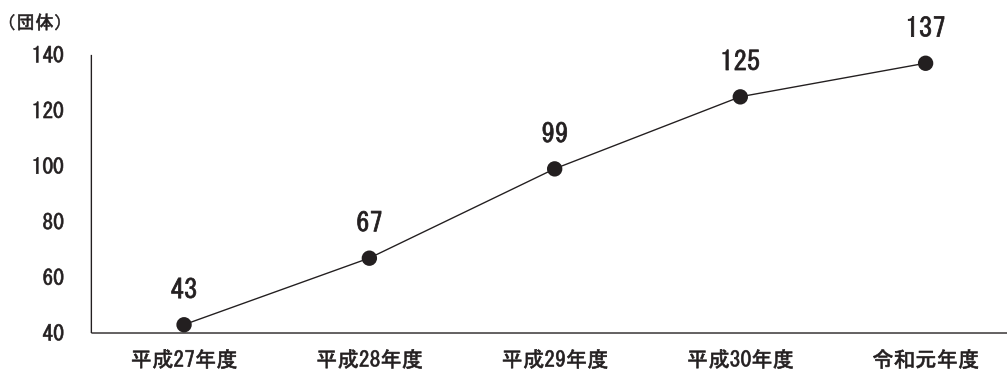
※ふれあいいきいきサロン⁶及びミニデイサービスの箇所数を記載。

⁶ ふれあいいきいきサロンとは、平成 6 年(1994 年)、全国社会福祉協議会が提唱した高齢者の閉じこもり予防を目的としたつどいの場づくりの住民活動プログラムをいう。

5) いきいき百歳体操

いきいき百歳体操の実施団体数は、年々増加しており、令和元年度（2019年度）で137か所となっています。

【いきいき百歳体操の実施団体数】

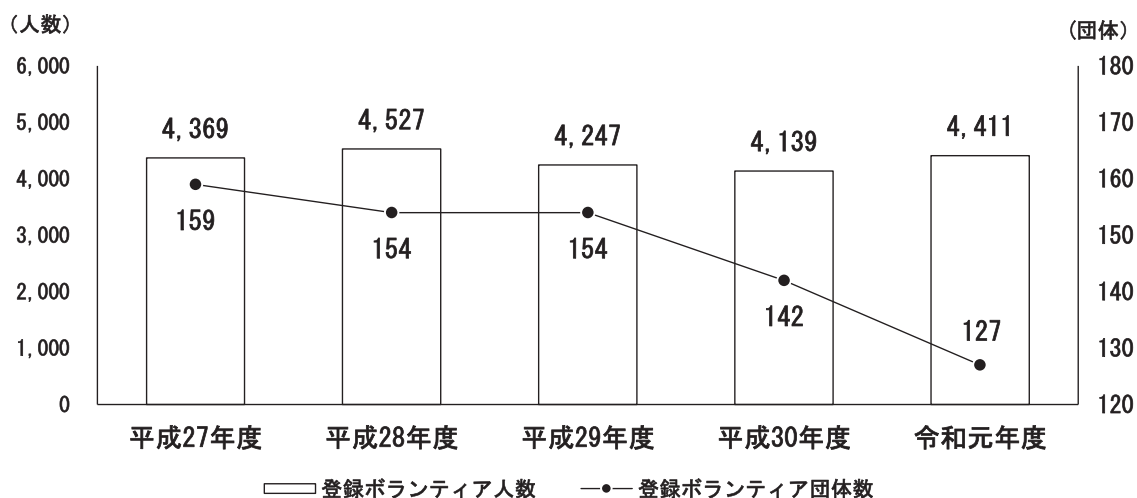


資料：市調べ（各年度末現在）

6) ボランティア活動

宝塚市ボランティア活動センターにおける登録ボランティアは、緩やかに減少しており、令和元年度（2019年度）で4,411人となっています。また、ボランティア団体は、減少傾向にあり、令和元年度（2019年度）で127団体となっています。

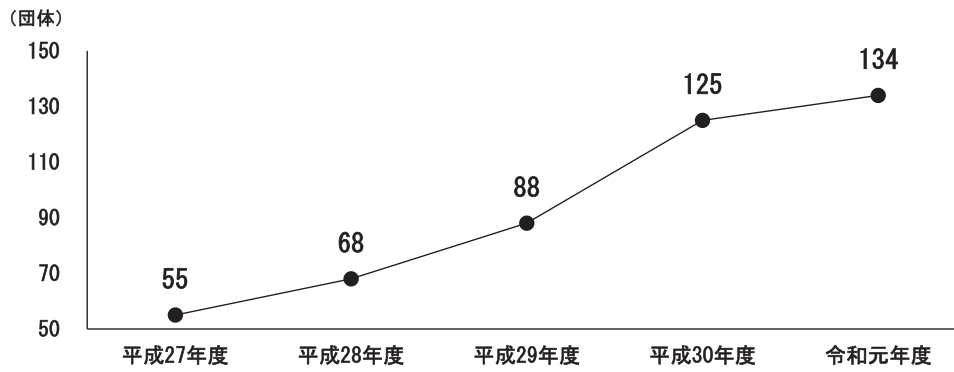
【ボランティア及びボランティア団体の推移】



資料：社会福祉協議会調べ（各年度末現在）

7) 地域ささえあい会議

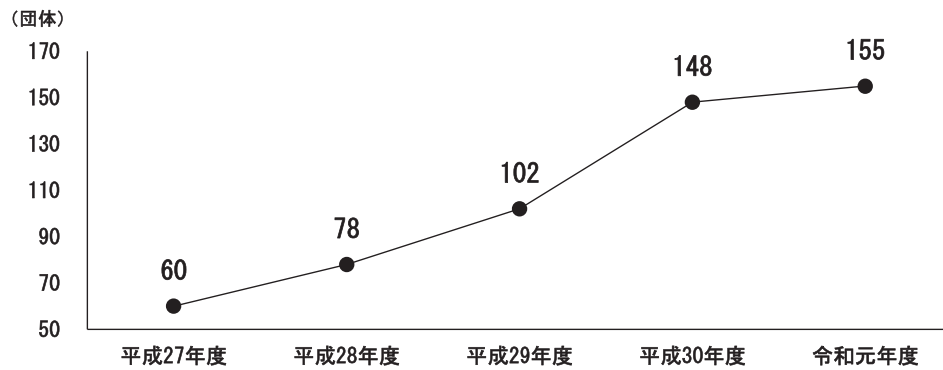
地域ささえあい会議の開催団体数は、各年増加しており、令和元年度（2019年度）で134箇所となっています。



資料：社会福祉協議会調べ（各年度末現在）

8) 見守り・支え合い活動

見守り・支え合い活動を行う団体数は、各年増加しており、令和元年度（2019年度）で155箇所となっています。

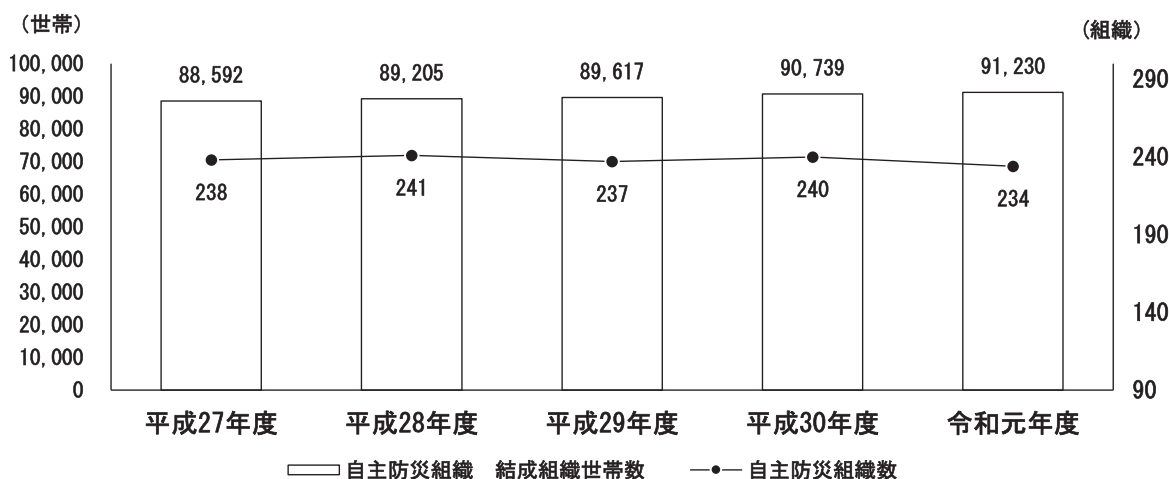


資料：社会福祉協議会調べ（各年度末現在）

9) 自主防災組織

自主防災組織の結成組織世帯数は、各年で増減しており、令和元年度（2019年度）で91,230世帯となっています。また、自主防災組織の数は、ほぼ横ばいで令和元年度に234団体となっています。

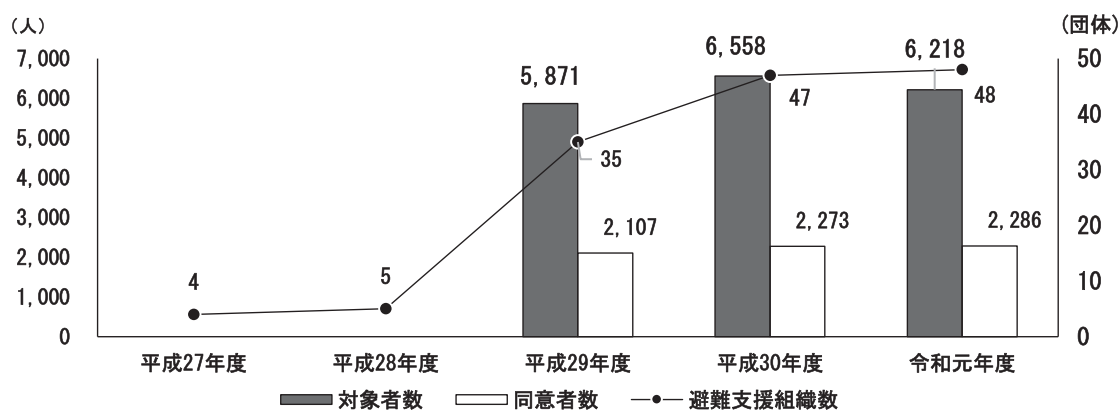
【自主防災組織の推移】



資料：市調べ（各年度末現在）

10) 災害時要援護者支援制度⁷の避難支援組織数

災害時要援護者支援制度の避難支援組織数は、増加しており、令和元年度（2019年度）で48団体となっています。



資料：市調べ（各年度末現在）

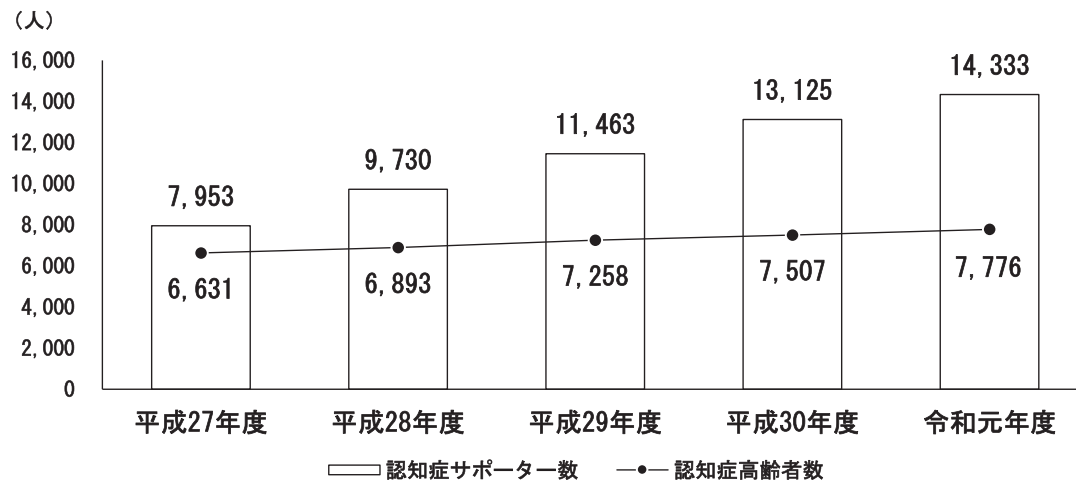
※対象者数・同意者数は制度が全市対象となった平成29年度以降の数値を記載しています。

⁷ 災害時要援護者とは、高齢者、要介護者、障害（がい）のある人、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れた外国人といった災害時に一人で避難が難しい住民のことをいう。このうち、避難対策の対象者の範囲や優先順位は各自治体が決める。本市における災害時要援護者の対象者は、身体障害者手帳1,2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者、介護保険制度の要介護度区分が要介護3～5の人、生命維持に必要な医療的ケアを受けている人（人工透析患者など）。政府が平成21年度（2009年度）を目的に各市町村で支援の方針を策定するよう呼びかけていた。

1 1) 認知症サポーター

認知症の人が年々増加する中、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」は、年々増加しており、令和元年度（2019年度）で14,333人となっています。

【認知症サポーター数の推移】



資料：市調べ（各年度末現在）

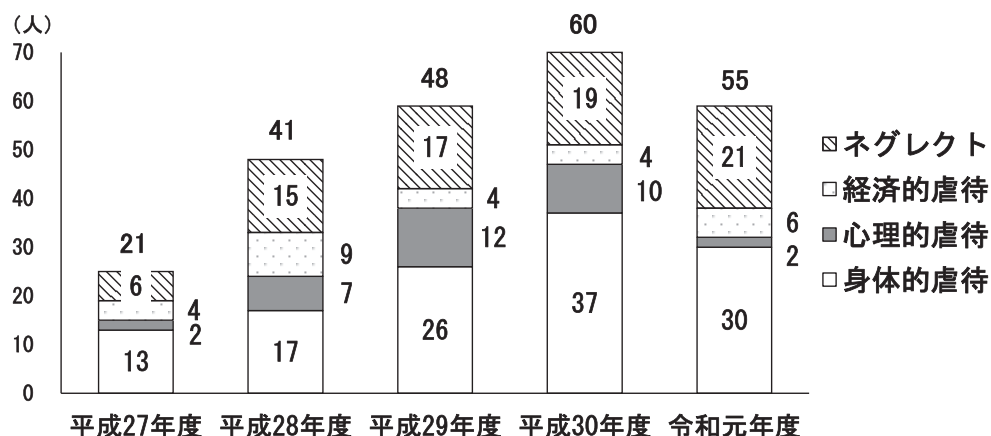
※認知症の人については、要介護認定における日常生活自立度Ⅱ以上を対象としています。

3. 地域における社会問題の状況

1) 高齢者虐待認定件数

高齢者虐待（うち、養護者による虐待）の認定件数は増加傾向にあり、令和元年度（2019年度）で延59件（55人）となっています。虐待ケース別にみると、令和元年度（2019年度）は「身体的虐待」が最も多く、次いで「ネグレクト⁸」、「経済的虐待」と続き、「身体的虐待」が毎年度最も多くなっています。なお、虐待のケース類型は重複があるため、認定件数の合計と一致しません。

【高齢者虐待認定件数の推移】

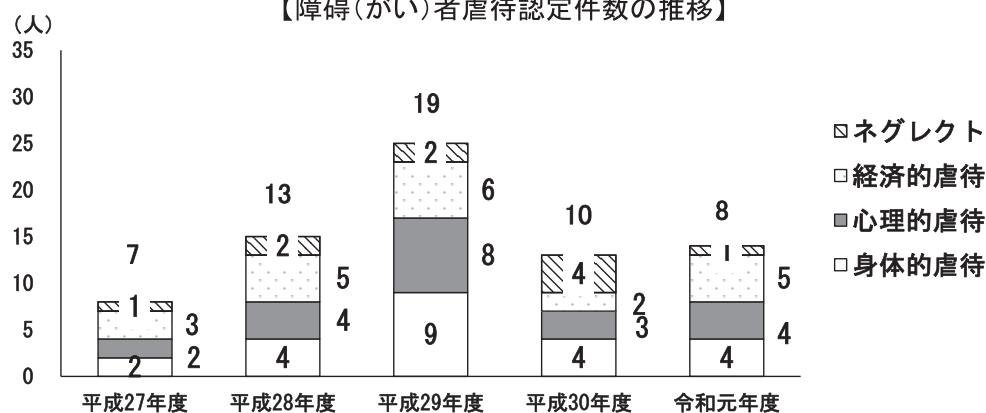


資料：市調べ（各年度末現在）

2) 障害（がい）者虐待認定件数

障害（がい）者虐待（うち、養護者による虐待）の認定件数は、各年増減があり、令和元年度（2019年度）で12件（8人）となっています。虐待ケース別にみると、令和元年度（2019年度）は「経済的虐待」が最も多く、次いで「身体的虐待」、「心理的虐待」と続きます。なお、虐待のケース類型は重複があるため、認定件数の合計と一致しません。

【障害（がい）者虐待認定件数の推移】



資料：市調べ（各年度末現在）

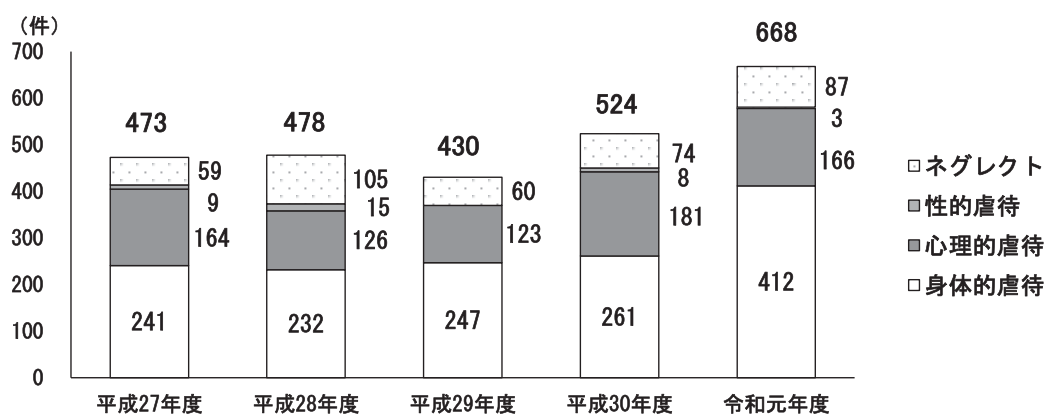
⁸ ネグレクトとは、責任を放棄することで、乳幼児や高齢者、病人など、要養育、要介護者に適切な衣食住を与えないことなどをいう。

3) 児童虐待通告件数

児童虐待の新規通告件数は、各年増減があり、令和元年度（2019年度）で668件となっています。

虐待ケース別にみると、令和元年度（2019年度）は「身体的虐待」が最も多く、次いで「心理的虐待」、「ネグレクト」と続きます。

【児童虐待新規通告件数の推移】

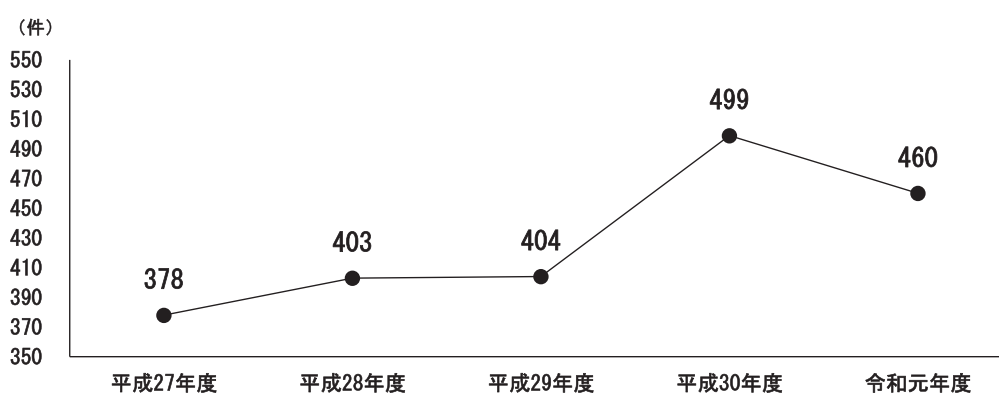


資料：市調べ（各年度末現在）

4) ドメスティック・バイオレンス（DV）⁹

ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数は年々増加しており、令和元年度（2019年度）で460件となっています。

【ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数の推移】



資料：市調べ（各年度末現在）

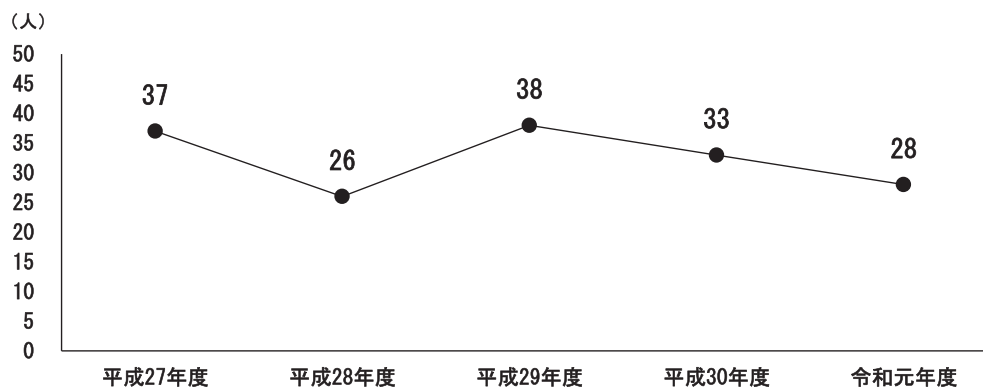
⁹ ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者のみならず、恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力をいう。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的な暴力、子どもを利用した暴力などが含まれる。

5) 自殺の発生状況

自殺者数は、平成 28 年度（2016 年度）まで年々減少していましたが、平成 29 年度（2017 年度）において増加し、以降減少しています。令和元年度（2019 年度）には 28 人となっています。

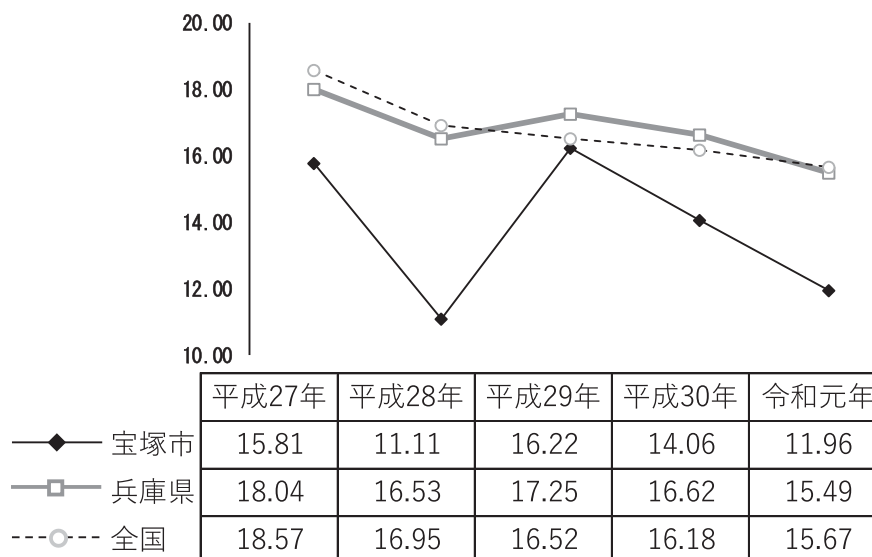
自殺死亡率（人口 10 万対）は、令和元年（2019 年）で 11.96 となっており、各年ともに全国・兵庫県に比べて自殺死亡率が低くなっています。

【自殺者数の推移】



資料：市調べ（各年度末現在）

【自殺死亡率※の推移】



資料：厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」

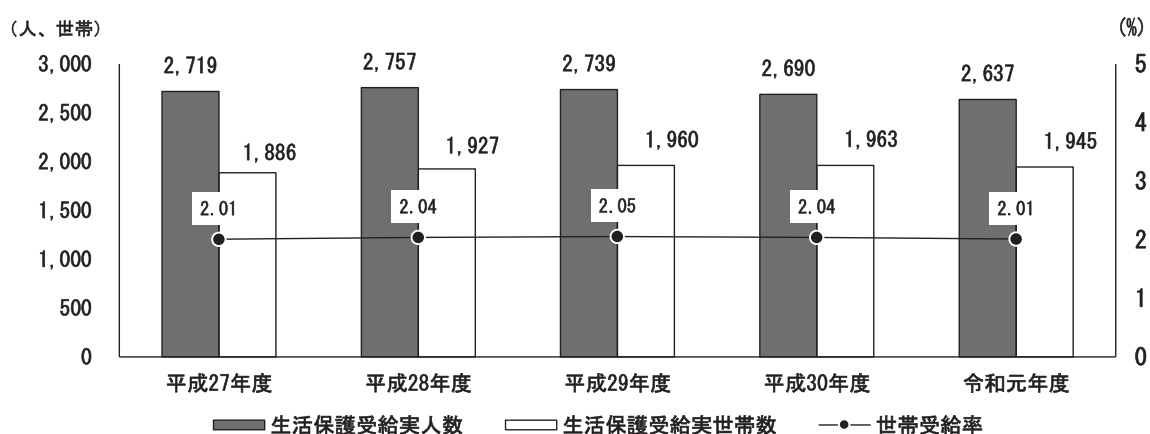
※自殺死亡率は、人口 10 万人あたりの自殺者数

6) 生活保護の状況

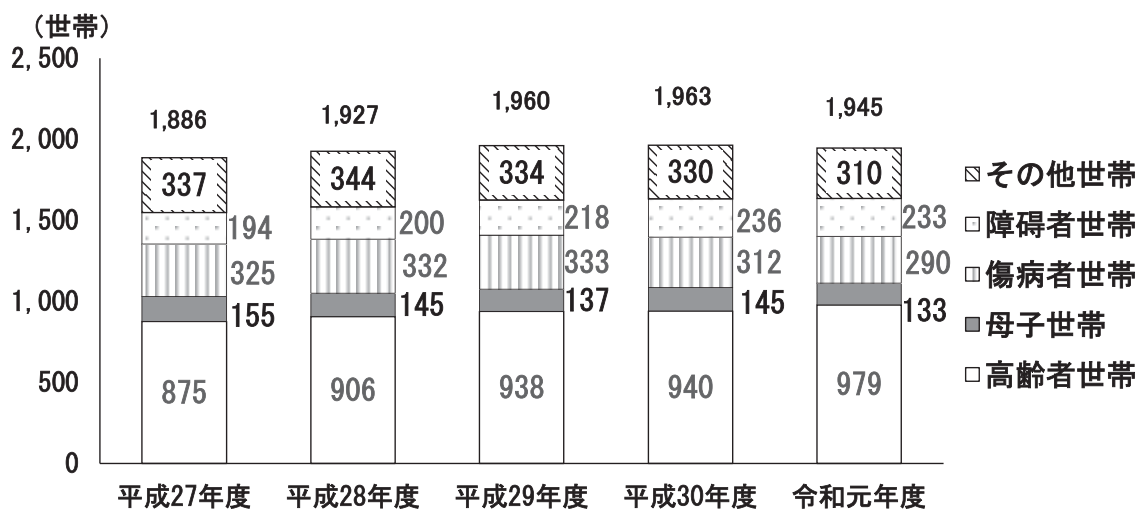
生活保護の受給状況について、生活保護受給実人数は、平成28年度（2016年度）まで増加していましたが、以降減少し、令和元年度（2019年度）に2,637人となっています。実世帯数は、年々増加しており、令和元年度（2019年度）で1,945世帯（世帯受給率2.01%）となっています。

世帯別にみると、各年度ともに、「高齢者世帯」において生活保護を受給している世帯が多くなっています。

【生活保護の受給状況の推移】



【世帯別生活保護の受給状況の推移】



資料：市調べ（各年度末現在）

※世帯受給率の算出にあたり、世帯数は「推計人口と世帯数」（国勢調査に基づく推計）の各年4月1日現在の世帯数を用いて算出しています。

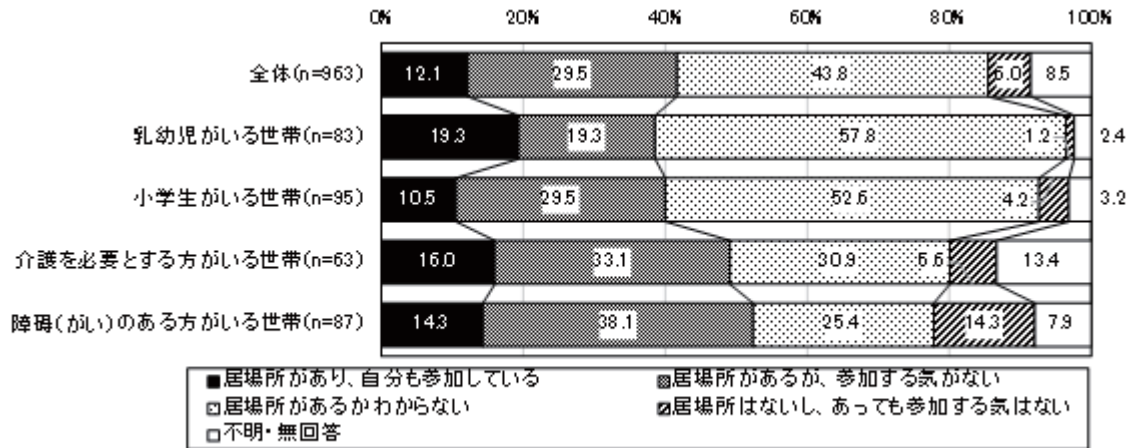
4. 市民の意識（市民アンケート調査結果の概要）

■地域住民で交流できる居場所

○ 自宅から歩いて行ける範囲の地域住民で交流できる居場所については、「居場所があり、参加している」市民は1割程度、「居場所があるかわからない」市民は4割である。

特に、乳幼児・小学生がいる世帯では、「居場所があるかわからない」が5割を超えて多く、障害（がい）のある方がいる世帯では、居場所に参加する気がないとする人が多い。

【歩いていける範囲の地域住民で交流できる居場所について】



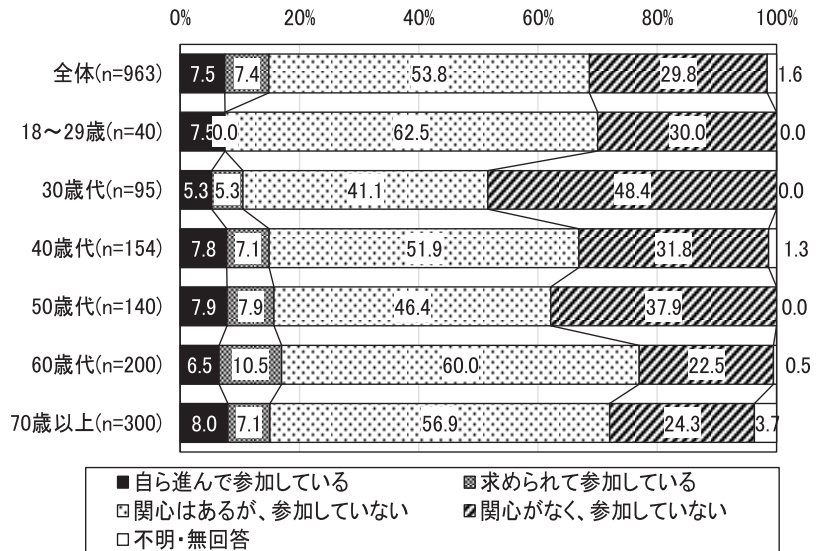
■地域活動への参加状況や活動内容、参加していない理由

○ 市民全体で、地域活動に参加している人は14.9%、「関心はあるが、参加していない」人は53.8%である。また、18～29歳と60歳以上では、特に「関心はあるが、参加していない」人が6割程度を占めて、他年齢と比べて多い。

○ 地域活動に参加している市民の活動内容を見ると、「自治会の活動」が5割程度を占めて最も多く、「趣味などのサークル、グループ活動」、「ボランティア団体の活動」がつづく。

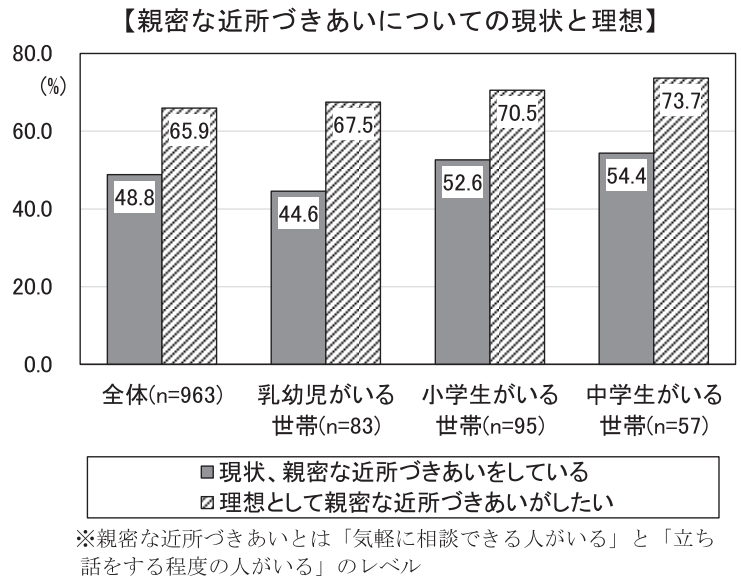
○ 地域活動に参加していない市民の参加していない理由をみると、「仕事や家事・育児などで忙しいから」が3割台半ばを占めて最も多く、「体力的に無理だから」「どのような行事や活動があるかわからないから」がつづく。また、地域活動への参加条件では、「活動する時間的な余裕がある」「都合に合わせて参加できる」が3割程度を占めて多い。

【地域活動への参加状況】



■親密な近所づきあいについての現状と理想

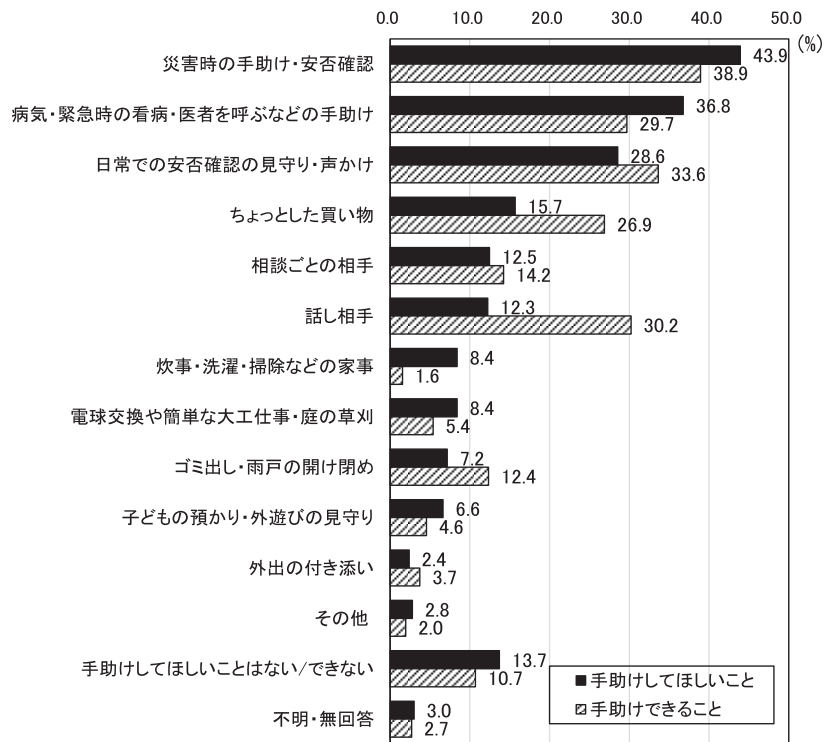
- 現状で親密な近所づきあいを行っている人は、小学生や中学生がいる世帯で5割を超え、市全体(48.8%)を上回っているが、乳幼児のいる世帯では44.6%で市全体を下回る。
- 理想として、親密な近所づきあいを希望する人は、小学生や中学生がいる世帯で7割を超え、乳幼児のいる世帯でも67.5%で全体(65.9%)を上回っている。なお、乳幼児のいる世帯では、親密な近所づきあいに対する現状と理想のギャップが比較的大きい。



■手助けしてほしいこと・できること

- 日常生活が不自由になったとき、近所のつきあいのなかで手助けしてほしいこととしては、「災害時の手助け・安否確認」「病気・緊急時の看病・医者を呼ぶなどの手助け」といった非常時・緊急時の対応が多く、「日常生活での安否確認の見守り・声かけ」がつづく。
- また、介護を必要とする方がいる世帯の人や障碍(がい)のある方がいる世帯の人では、「ちょっとした買い物」「電球交換や簡単な大工仕事・庭の草刈」なども他と比べて多い。

【近所づきあいの中で手助けしてほしいこと・できること】



- 近所のつきあいのなかで手助けできることとしては、「災害時の手助け・安否確認」が4割程度で最も多く、「日常生活での安否確認の見守り・声かけ」が3割程度でつづく。
- 乳幼児や小学生がいる世帯が近所のつきあいのなかで手助けしてほしいこととしては「子どもの預かり・外遊びの見守り」が3~4割を占めて多い。

■権利擁護¹⁰に関する仕組み・機関などの認知状況

○ 市民全体の権利を守るための仕組み・機関に関する認知率（「内容まで知っている」人の割合）をみると、高齢者・障害（がい）者権利擁護支援センターは3.3%、成年後見制度¹¹は22.1%、日常生活自立支援事業は4.7%となっている。

70歳以上では、成年後見制度と日常生活自立支援事業¹²は、市民全体と比べて低く、介護を必要とする方がいる世帯の人や障害（がい）のある方がいる世帯の人でも、認知状況は十分とは言えない。

【権利を守るための仕組み・機関の認知率（「内容まで知っている」と回答した人の割合）（%）】

	権利擁護支援センター	成年後見制度	日常生活自立支援事業
全体(n=963)	3.3	22.1	4.7
18～29歳(n=40)	2.5	22.5	10.0
30歳代(n=95)	1.1	22.1	5.3
40歳代(n=154)	3.2	20.1	5.2
50歳代(n=140)	2.9	33.6	4.3
60歳代(n=200)	4.0	29.0	5.5
70歳以上(n=325)	3.7	14.2	3.1
介護を必要とする方のいる世帯(n=63)	6.3	25.4	3.8
障害（がい）のある方のいる世帯(n=87)	4.6	23.0	6.3

¹⁰ 権利擁護とは、認知症や障害（がい）などにより、自分の権利や意思をうまく表現できない、不利益に気づかない人に代わって主張し、本人の権利を守ることをいう。特に福祉分野においては、福祉サービスの利用援助や苦情、不服の代行を行い、自己決定のもとで自分らしく暮らし続けることを支援する。

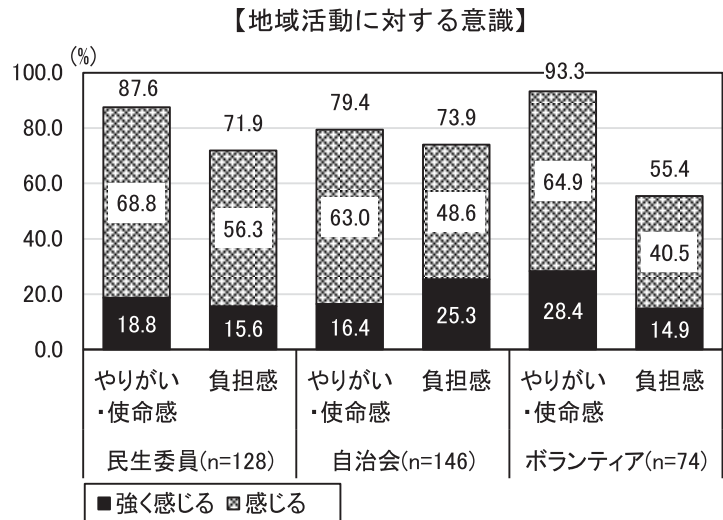
¹¹ 成年後見制度とは、認知症、知的障害（がい）、精神障害（がい）などによって、判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい人が、自分らしく安心して暮らせるように、本人に代わって法律行為を行ったり、助けたりするものを選任し、その人の権利を守り、支援する制度のこと。

¹² 日常生活自立支援事業とは、認知症高齢者、知的障害（がい）者、精神障害（がい）者などのうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行うもの。

5. 活動者の意識（福祉活動者調査結果の概要）

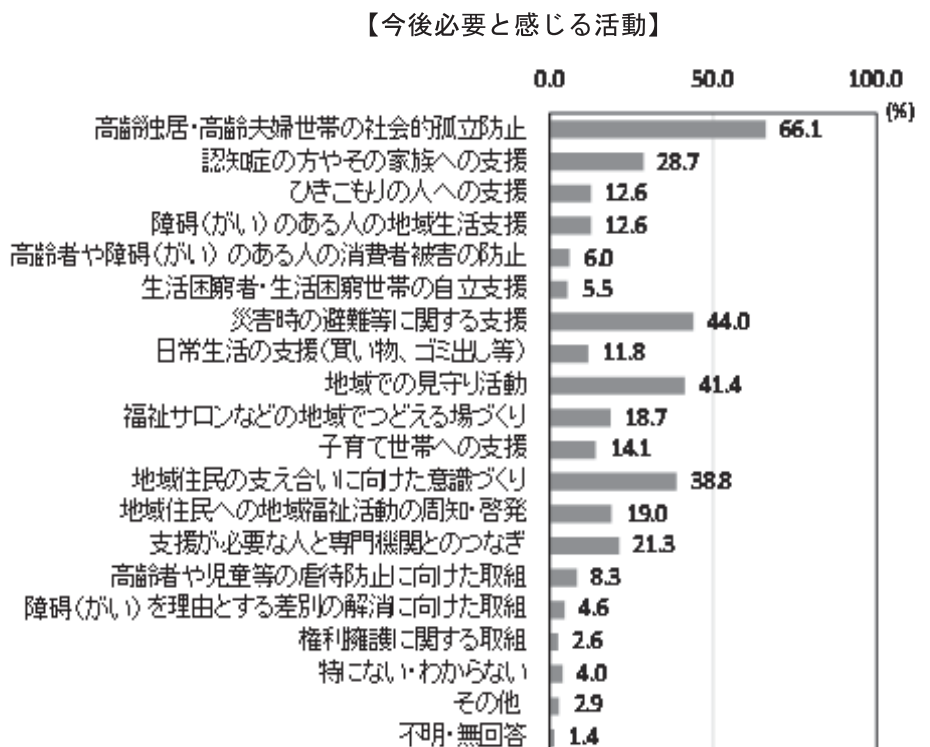
■地域活動に対する意識、困っていること

- 活動者の年齢をみると、70歳以上の人の割合は、民生委員で4割程度、自治会長とボランティアでは5割を超える。
- 活動者の地域活動に対する意識をみると、やりがい・使命感を持つ人は、民生委員、自治会長、ボランティアで8～9割を占める。
一方、負担感を持つ人は、民生委員と自治会長で7割程度、ボランティアでは5割台半ばを占める。
- 活動するにあたって困っている、不安に思っていることについては、民生委員、自治会長、ボランティアともに「メンバーが高齢化・固定化している」が7～8割を占めて最も多い。
- 地域の福祉活動者が抱える課題について、「支援を必要としている人への支援の範囲、支援方法がわからない」と「支援が困難な場合の相談先が判断しにくい」が2割を占めて比較的多い。また、「支援が困難な場合の相談先が判断しにくい」ケースの具体的な内容としては、「本人が周囲との関わりを拒否している」が非常に多い。



■今後必要と感じる活動

- 地域の福祉活動者が今後対応していく必要があると感じている活動については、「高齢独居・高齢夫婦世帯の社会的孤立防止」が6割台半ばを占めて最も多く、「災害時の避難等に関する支援」「地域での見守り活動」が4割程度でつく。



■複合的な課題を抱える世帯の認知状況

- 民生委員が知っている「該当ケース」の割合は、複合的な課題を抱える世帯が44.5%、社会的孤立状態にある人・世帯が35.2%、生活困窮者・生活困窮世帯が41.4%、ひきこもりの方が26.5%となっている。

【地域活動を通じて該当ケースを知っている割合 (%)】

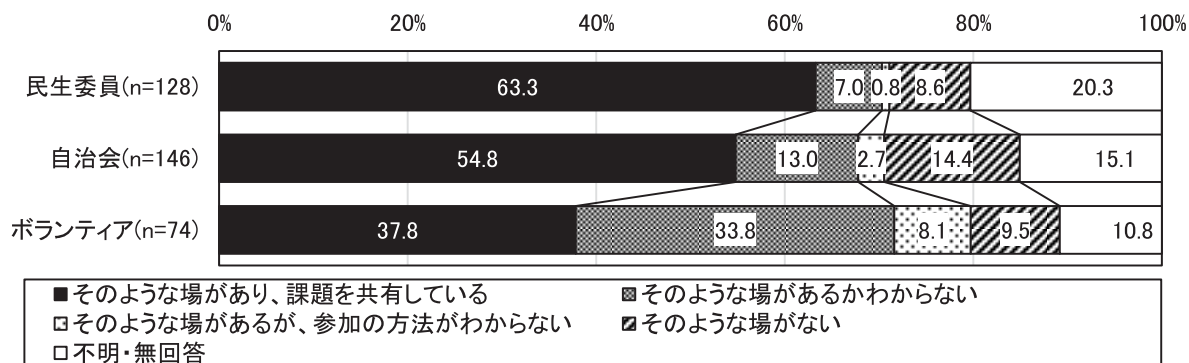
	複合的な課題を抱える世帯	社会的孤立状態にある人・世帯	生活困窮者・生活困窮世帯	ひきこもりの方
民生委員(n=128)	44.5	35.2	41.4	26.5
自治会(n=146)	22.6	18.5	13.0	17.1
ボランティア(n=74)	25.7	20.3	14.9	29.7

※該当ケースを知っているとは「該当ケースを知っており対応した」「該当ケースを知っているが未対応である」

■課題・不安を共有する場や会議の有無

- 地域の福祉活動者で、地域やグループで活動する中で気づいた課題・不安を共有する場や会議があるとする人は、民生委員で63.3%、自治会で54.8%となっている。

【地域などで課題・不安を共有する場・会議の状況】



6. 宝塚市地域福祉計画（第2期）の総括・評価

地域福祉計画（第3期）の策定にあたり、宝塚市地域福祉計画（第2期）の施策展開の方針ごとに、評価を行いました。平成24年度（2012年度）から令和元年度（2019年度）までの8年間で特に進んだと評価できるものと、特に不十分であると評価できるものは、以下のとおりです。

施策展開の方針	進んだと評価できるもの	不十分であると評価できるもの
①地域住民の交流の促進	地域の情報を発信することの重要性が意識され、具体的な取組につながっている。	支援の必要な方が参加できるようなイベントの実施や、生きづらさを感じている人を正しく理解する機会づくりが必要である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会ブログ開設数(H24年度6件→R1年度20件) ・各種広報紙の全戸配布化、カラー化、配布頻度増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅居住者への参加呼びかけが難しい。 ・「生きづらさ」を感じている人に関する情報を正しく理解する場が必要である。(ワーキング会議より)
②地域福祉活動に対する支援	福祉の課題解決を意識した取り組みへの支援が始まっている。	高齢化により既存の活動者が活動から退かれる、または活動者の不足から退くことができずに負担を抱えている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会では地域福祉活動の実施にあたり、実践者に福祉の課題解決につながるように活動内容を検討してもらう体制を整えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターにおけるボランティア登録者数(H24年度4,961人→R1年度4,411人) ・まちづくり協議会の部会活動を負担に感じている地域もある。
③人材育成	講座など人材育成の機会と参加者が増え、知識や関心が高まっている。	知識を身につけた人とその人が活躍できる場のコーディネートが不十分である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター延べ数(H24年度3,463人→R1年度14,333人) ・お互いさまのまちづくり縁卓会議(居場所づくり、健康・生きがい就労、広報・情報の3部会)における活動者数(H24年度未設置→R1年度22人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・講座修了後、その人の「地域」での活躍状況についての把握ができていないことがある。

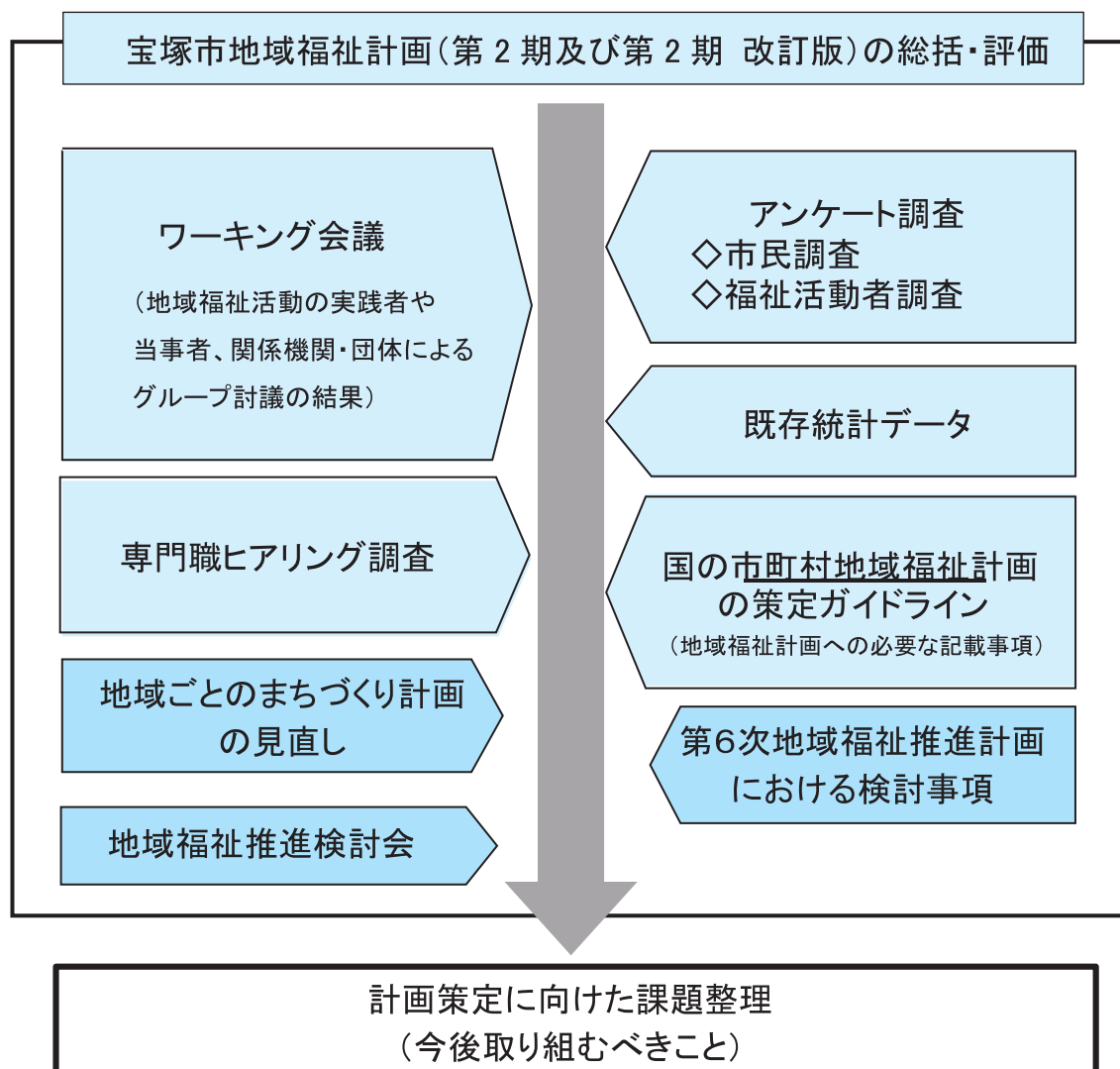
<p>④相談体制及び 支援体制の充実</p>	<p>福祉の制度における狭間を埋めるためのネットワークづくりが進んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援ネットワークの創設 ・権利擁護支援者連絡会の開催回数 (H24 年度 2 回→R1 年度 3 回) 	<p>相談や支援を必要とする人に対するアウトリーチが不十分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に支援の必要性についての認識がないが客観的に支援を必要とする方などへの、ニーズの掘り起こしの体制に課題がある。 ・7つの地区・ブロックなどにおいて、専門職が分野を超えて情報共有を行うネットワークづくりが必要である。(地域福祉推進検討会より) ・多分野間の連携を調整する機能・仕組みの構築と強化(専門職ヒアリングより) ・子ども、子育て世帯が抱えている課題の地域での潜在化(ワーキング会議より)
<p>⑤権利擁護の推進</p>	<p>虐待などに対する対応が充実してきている。 成年後見制度の認知が進んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の虐待通告件数(H24 年度 183 件→R1 年度 668 件) ・高齢者虐待防止ネットワーク会議に障害(がい)者虐待も加えて一体的に実施、また、相談の帳票を統一している。 ・成年後見制度に関する相談・支援件数 (H24 年度 365 件→R1 年度 595 件) 	<p>虐待などが起こる前の積極的な体制が不十分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭内における潜在的な問題を早期に解決するためには、支援体制の整備とともに、当事者が SOS を出せる環境も必要であり、長期的に取り組まなければならない。 ・認知症により必要なサービスが利用できなかつたり、金銭管理が不十分なために不利益を被る恐れのある高齢者の増加が予想される。
<p>⑥情報提供の充実</p>	<p>情報の提供手段が増えて、多様なニーズに応えようと努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宝塚生活ガイドブック、障害(がい)者(児)福祉ハンドブック、いきいきガイドブック、子育て情報誌たからばこなどの発行 	<p>相談や支援を必要とする人に、必要な情報が届いていないことが多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援の窓口や情報提供手段がないとの声がある。 ・高齢者、障害(がい)者、児童など情報を必要とする人たちから、情報提供に関する意見を聴く機会が少ない。

⑦地域福祉の 拠点づくり	地域福祉活動の拠点となる場所が増えている。	利用したいニーズと利用できる場所的資源を合わせるコーディネートができていない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・きずなの家件数(H24年度3件→R1年度6件) ・主に高齢者が集まるサロン箇所数(H24年度111箇所→R1年度164箇所) ・社会福祉法人施設における地域交流スペースの提供の増加 ・地域住民が主催するいきいき百歳体操の実施箇所の増加(H24年度0箇所→R1年度137箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「きずなの家」事業につき、補助事業期間満了後の継続性について課題がある地域が多い。 ・特に坂が多い地域において、歩いて行ける距離に集まれる場所が欲しいとの声が多い。 ・障害(がい)当事者との日常的な交流・協議の場づくり。当事者の拠点づくりへの参画を求める声がある。(ワーキング会議より)
⑧地域における 支え合いの 仕組みづくり	宝塚市のセーフティネット ¹³ の仕組みが形作られている。	セーフティネットの仕組みがうまく活用されていない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ささえあい会議箇所数(H24年度7箇所→R1年度134箇所) ・セーフティネット会議開催回数(H24年度0回→R1年度1回) ・たからづか地域見守り隊協力事業所数(H24年度169団体→R1年度263団体) ・見守り・支え合い活動団体数(H27年度60団体→R1年度155団体) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進会議や自立支援協議会をはじめとした各福祉分野の会議を通じた地域課題の集約に課題がある。 ・ほとんどの住民にセーフティネットの仕組みが知られていない。 ・専門職と地域との連携が難しいとの声がある。(専門職ヒアリングより)
⑨安全・安心のまち づくり	災害時要援護者支援の取組が広がっている。	要援護者と地域住民との支え合いの意識が広がる必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者支援制度を利用する避難支援組織届出数(H24年度0団体→R1年度48団体) ・避難支援組織が、全市域の災害時要援護者(うち、個人情報提供について同意した者)を支援する体制となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と障害(がい)者の接点が必要との声がある。(ワーキング会議より)

¹³ セーフティネットとは、「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、世の中に存在する様々なリスクから、個人を救済するシステムをいう。狭義には、年金、医療、介護、生活保護などの社会保障を指す。

7. 地域福祉に関する課題と方向

(1) 課題整理の流れ



(2) 計画策定に向けた課題整理

1. 多文化共生・多様性尊重の視点から、困っている人、生きづらさを感じている人などへの理解、福祉に対する意識醸成が必要

- ◆ 地域において、障害（がい）のある人への偏見・差別がある。その他にも、ひきこもりや認知症の人や、外国人・LGBT、ひとり親家庭など、地域で生きづらさを感じる人を、地域社会が受け入れる体制について問題がある。
- ◆ 地域福祉を推進していく上で、市民一人ひとりが福祉や人権に関する正しい理解と認識を持つことが重要となる。また、生きづらさを感じる人が「困った」というSOSを出すことができ、地域でそのSOSをキャッチし、必要な支援につないでいくという意識づくりが必要となる。
- ◆ 子どもから高齢者までライフステージにおける福祉教育¹⁴、地域活動の担い手を対象とした福祉教育の充実を図ることで、地域での理解・意識醸成を進める必要がある。

2. 気軽に行ける、相談できる、誰にも身近で立ち寄りやすい場所が必要

- ◆ 市内では、地域福祉の拠点や地域での居場所が増加しているものの、多様な市民に浸透しているとは言えない。また、運営者側も運営資金や担い手の確保などで課題を抱えている。
- ◆ 生きづらさを感じる人、課題を抱える人が気軽に立ち寄ることができる居場所が、身近な地域で必要となっている。そのためにも、既存の拠点・居場所などを踏まえ、年齢・性別・障害（がい）の有無などに関わらず誰もが参加できる共生型の居場所づくりをさらに展開していく必要がある。
- ◆ 居場所・拠点づくりについては、バリアフリーやアクセシビリティ¹⁵などを含めた合理的配慮の視点が必要となる。また、当事者や地域住民、専門職など多様な関係者が参画し、地域特性や対象者の状況などを踏まえて、「地域としての居場所・拠点の設計」に取り組むことが重要である。
- ◆ 居場所・拠点づくりに関するハードルを下げるための条件整備や運営者への支援・コーディネート、行政と地域の役割分担などについて整理を進める必要がある。

3. 福祉に関心のある人・ない人も含め、地域づくりに取り組める環境・機会が必要

- ◆ 地域活動に参加する市民が少ない一方で、参加していないが関心がある市民も若者や高齢者で比較的多い。一方で、地域の福祉活動者は、高齢化しており、やりがい・達成感は強いものの、負担感も強く、活動者の高齢化・固定化が大きな課題となっている。
- ◆ 既存の活動者の抱える課題を踏まえて、支援の充実を図るとともに、地域活動に関心がある人を実践につなげていく仕組みづくりなど、新たな活動者の育成・確保に向けた戦略的な取り組みが必要となっている。
- ◆ 支える側、支えられる側という画一的な関係ではなく、双方が支えあう関係を構築できるよう、多様な分野が連携し、様々な課題を抱える人の就労を含めた地域での活躍の場づくり、支援方策などを横断的に検討する必要がある。

¹⁴ 福祉教育とは、すべての人間が生命ある存在として尊ばれ、差別や排除されることなく生きることができるように共に生きる力を育む教育であり、学校教育にとどまらずに、地域における学びの機会づくりについても範疇とされている。

¹⁵ アクセシビリティとは、年齢や身体障害（がい）の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

4. 地域全体で子ども・子育て世帯を支える機運を高めることが重要

- ◆ 子育て世帯では、親密な近所づきあいや、近所づきあいを通じた子どもの見守りなどを求める人が多い。一方で、子ども・子育て世帯が地域とつながることができず孤立し、子ども・子育て世帯の課題が地域で潜在化することもあり、児童虐待や子どもの貧困、子どものひきこもりなどのより深刻な問題となるケースもある。
- ◆ 地域福祉において、「将来の虐待や貧困、ひきこもりを予防する」「次代の地域を担う人材を育成していく」「子どもは地域の宝」という視点に立ち、子ども・子育て世帯への意識づくり、継続的に地域とつながる仕組み・居場所づくりなどを展開することで、長期的な地域づくり、地域再生、持続可能なまちづくりにつないでいくことが重要となる。
- ◆ 地域には子ども・子育て世帯などを支援していくための既存の活動・資源が多くあることから、それらを有効的・積極的に活用し、地域特性に応じた仕組みづくりを進めていく必要がある。

5. 地域における支え合い、助け合いの促進に向けた取組が必要

- ◆ 地域での災害時などの手助けや日常生活での見守り・声かけへのニーズが比較的高い。また、地域の福祉活動者には、今後、見守り活動・支え合いにむけた意識づくりが必要と考える人が多いが、支援が必要な人の把握や支援方法についての不安も大きくなっている。
- ◆ 地域で支援が必要な人を把握し、必要な支援につなげていくためにも、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア活動者などによる地域での住民主体の見守り活動の充実を図る必要がある。そのためにも、セーフティネット会議などを活用して、地域と関係機関・専門職が連携することで、活動者が抱える課題の解決を図っていくことが重要となる。
- ◆ 近所づきあいの中で、高齢者や障碍（がい）のある人、子育て世帯などでは、ちょっとした手助けへのニーズが高くなっており、福祉教育の充実や居場所づくり、誰もが活躍できる機会づくりなどの取り組みと連携を図り、住民主体の支え合い活動を促進していく必要がある。

6. 不安解消に向けた支援体制の構築・強化が重要

- ◆ 地域では、複合的な課題、制度の狭間の問題など、分野横断的なアプローチ・支援が必要となるケースが顕在化している。本市では、制度の狭間を埋めるためのネットワークづくりが進んでいるものの、各専門機関のマンパワーの問題や全体を調整する役割・機能が不明確といった要因から、分野間・専門機関間の連携が難しい状況にある。
- ◆ 分野間の連携をマネジメントする機能・仕組みづくりとともに、相談支援に関する経験値などの蓄積・共有、個々の専門職の連携に向けたスキルアップなど、具体的な取り組みを展開し、セーフティネット会議を基盤とする本市における総合相談支援体制の構築・強化を図る必要がある。

7. 多様な主体がつながり、ともに支援を必要とする人を支える体制づくりが重要

- ◆ 地域福祉を推進していくうえで、本市では、「より身近なエリア(概ね自治会エリア)」「小学校区エリア」「(7つの)地区・ブロックエリア」「全市エリア」の重層的な対応エリアを設定し、ネットワークを形成している。
- ◆ 重層的な対応エリアと既存のネットワークを踏まえつつ、エリア毎の各主体とのつながりはもとより、組織・機関・団体間のつながり、地域と専門職のつながり、分野横断的なつながりなど、課題解決に向けて、多様な主体が有機的につながることができるよう、場・機会や仕組みの拡充・構築に取り組む必要がある。
- ◆ 課題解決に向けた有機的なつながりづくりは、計画策定における全ての課題（今後取り組むべきこと）の基盤となるため、総合相談支援体制の構築・強化と同様に、マネジメント機能を明確にすることが重要となる。また、住民と協働できる専門職養成を行う必要がある。

8. 権利擁護が必要

- ◆ 認知症の人の増加や、障害（がい）のある人の地域生活への移行などにより、権利擁護支援に関するニーズが増加することが予想されているが、権利を守るための仕組み・機関に関する認知状況は十分とは言えない状況にある。
- ◆ 権利擁護支援に向けて、成年後見制度などの権利を守るための仕組み・機関に関する周知・啓発を積極的に進めるとともに、高齢者・障害（がい）者権利擁護支援センターを中心に、地域活動の担い手や関係機関などが地域で連携を図るためのネットワークの構築・強化などに取り組む必要がある。
- ◆ 高齢者や障害（がい）のある人、子どもなどへの虐待を防止するため、虐待が起こる前の予防的な対応をはじめ、虐待の早期発見・早期支援に向けた体制の整備を図る必要がある。